

令和3年度 神奈川県予算・政策に関する要望について
(個別要望)

小田原箱根商工会議所

番号	項目及び理由
1	<p>○小田原・箱根の木工業に対する支援について</p> <p>(1) 木工業界への支援</p> <p>近年、木工芸を取り巻く環境は製品原材料の仕入れが難しくなり、外国製品との価格競争等も依然厳しい中、事業者は顧客ニーズに合わせ新しいスタイルの製品製造に日々取り組んでおります。このような時こそ技術指導やデザイン指導など専門的な知識と機械を所有する工芸技術所の機能強化が一層求められます。</p> <p>併せて、木工産業振興のため専門的知識や実務に精通した職員による継続的な指導、並びに若手育成支援(新規創業者含む)についてご高配いただけるよう要望いたします。</p> <p>【回答】</p> <p>木工業界への支援としては、<u>ものづくりに必要な機器の貸出や試作開発等の支援を引き続き行ってまいります。</u></p> <p>また、若手育成については、木工産業に従事する若手工芸技術者を対象とした<u>交流の場を提供するとともに、新たな人材の参入促進と育成を図るため、創業予定者又は後継者等を対象に工芸技術所内に共同で利用できるスペースを提供してまいります。</u></p> <p>(2) 木製品への支援について</p> <p>当所では(一社)箱根物産連合会と連携して、小田原・箱根地方の伝統工芸である小田原漆器、小田原木製品、箱根寄木細工・木象嵌を神奈川県内はもとより各地域の展示会、イベント等に積極的に参加しPR活動を行っております。</p> <p>H a R u N e小田原地下街にて「木・技・匠」イベントを2年に1度開催し、限られた予算ながらも木の温もりと文化に触れる機会を提供して、当地を訪れる観光客にPRを行っております。</p> <p>また、(一社)箱根物産連合会が伝統工芸品の店「WAZA屋」と小田原箱根地域の木製品の店「TAKUMI館」を営業し、木製品の販売、若手職人の作品の展示・販売を行うなど木工業者の製品アピールの場や若手の育成指導情報発信に努めております。</p> <p>つきましては、神奈川県の名産100選にも指定されている「小田原漆器」、「小田原木製品」、「箱根寄木細工・木象嵌」など次世代に継承していくためにも、更に県内外の物産展への出展等の販路拡大への指導などを含め、一層のご支援をいただきますよう要望いたします。</p> <p>【回答】</p> <p>木製品への支援としては、<u>地域に根付いた工芸品産業の技術・技能を次世代に継承</u></p>

	<p>していくための講座を実施するほか、販路拡大のため、関係団体と連携し、<u>全国伝統的工芸品展、関東甲信越静地区伝統的工芸品展及び県外展示・販売会への出展支援を引き続き行ってまいります。</u></p> <p>また、「<u>かながわの名産 100 選</u>」については、国内観光客向けウェブサイト「<u>観光かながわNOW</u>」に掲載するとともに、「<u>かながわの名産 100 選協議会</u>」が令和2年11月に開設したオンライン販売サイト「<u>かながわの名産 100 選 みやげっ</u>」での販売を行っており、引き続きこうした取組を通じて、情報発信や販路開拓等を支援してまいります。</p>
2	<p>○富士山噴火災害予想と自然災害に対する事業所への配慮について</p> <p>神奈川県では独自で富士山の噴火や降灰などの被害を想定しておりますが、当地の噴火による火山灰は30～50センチ以上積る可能性があり、住民にとって健康や交通、インフラ等に与える影響は脅威であります。</p> <p>そして、企業は噴火警戒対策（災害時の避難方法や広域避難場所の確認、公共交通機関の動向、物流の対策、火山灰に対する資産の防御方法や処理の仕方、廃棄方法や収集場所など対策、事後の速やかな復旧支援対策等）について、不測の事態に対応すべく組織体制を整えておりますが、災害時に迅速な事業継続をするための具体的な対応策の情報が不足しています。</p> <p>つきましては、噴火災害緊急時に企業がとるべき対応策を取りまとめ、お示しいただきますよう要望いたします。</p> <p>【回答】</p> <p>大規模噴火時の降灰対策の検討については、都道府県を超えた広域な対応が必要であることから、国は、平成30年9月11日に学識者や関係機関等による大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループを設置して検討を行い、令和2年4月の報告で、国や指定公共機関等が大規模噴火時の降灰対策を検討する際の前提とするため、大規模噴火時の降灰によって生じる影響及び対策の検討の留意事項等が示されました。</p> <p>同報告では、今後、関係省庁及び関係指定公共機関等の連携を基に首都圏における各機関の対策が検討されることとされておりますので、<u>県としては、この検討内容を踏まえ、国をはじめとする関係機関と連携して、火山噴火の防災対応等について、その仕組みも含め具体的な検討を進めてまいります。</u></p> <p><u>企業の事前対策等については、県内中小企業が地震や自然災害をはじめとする不測の事態に速やかに対応できるよう、県では、これまでもBCPの普及啓発を行ってきました。</u></p> <p><u>今後も、セミナーの開催に加えて、専門家を派遣するなどにより中小企業のBCP策定を支援してまいります。</u></p> <p>また、国が新たに創設した<u>事業継続力強化計画の認定制度</u>について、普及を図ってまいります。</p> <p><u>中小企業制度融資では、BCPの策定や計画に基づく対策を行う中小企業者向けの融資メニューとして、「BCP策定支援融資」を実施しておりますが、令和3年度は、例えば、<u>コロナの対策だけ、大規模地震の対策だけ等、融資専用の計画書を作成して必要な資金を申し込むことができるよう見直し、「コロナ・災害対策支援融資」として実施してまいります。</u></u></p>

3	<p>○土地の利活用について</p> <p>県は、都市計画法に基づく開発許可行政の推進にあたり、小田原市を含む開発許可権限を有する県内 12 市と県で構成している連絡協議会を設け、必要な情報共有や技術的な意見交換などを行っておられることを認識しております。また、市街化調整区域における開発についても、地域活性化の必要性もあることから、地域の実情に応じて一定の利用を図ることができる地区計画制度の充実を図ってこられたことも認識しております。</p> <p>つきましては、小田原市が市街化区域のみならず、市街化調整区域も含め、画一的な人口密度にとられない計画的かつ柔軟な土地利用を図ることができるよう、技術的支援も含めた市への積極的な働きかけいただくよう要望いたします。</p> <p>【回答】</p> <p>県では、市町村土地利用総合相談窓口を設けるなど、<u>市町村が地域振興のため計画的に行う土地利用など市町村の土地利用全般について、方向性が定まっていない早い段階においても相談に応じています。</u></p>
4	<p>○防災幹線道路の整備について</p> <p>昨年発生した台風第 15 号、第 19 号は県西地域においても多大な被害がありました。また、一昨年の国道 135 号線の高波被害もあり、県西地域の基幹道路はひとたび災害が起きると迂回路のない道路が多く、生活が寸断されます。当所では都市と交通基盤の観点から県西地域の未来を考える「みらいの道シンポジウム」を開催し、経済や観光、防災という観点から道路整備の必要性を再訴しておりました。また、当所は伊豆湘南道路建設促進期成同盟会の一員を担い、観光の活性化、広域的な都市間交流による新たな地域文化の創造、災害対策などに貢献する同道路建設を、当県と静岡県にまたがる経済界と行政が一体となり積極的に推進しております。</p> <p>これらの活動が実を結び、県では令和 2 年度予算に都道府県境道路整備補助制度が創設され、自動車専用道路網等の整備を促進していく計画が位置づけられました。</p> <p>引き続き、県におかれましては伊豆湘南道路の整備計画推進、また国道 135 号線沿線や国道 1 号線の迂回道路にもなっており小田原と箱根を結ぶ足柄幹線林道について、大きな災害にも耐えうるようハード面を強化し、安全を担保した道路になるよう引き続き強く要望するとともに、県内道路だけでなく隣県も俯瞰してより広域な道路ネットワークの構築が図られるよう要望いたします。</p> <p>【回答】</p> <p><u>神奈川と静岡を結ぶ道路については、平成 30 年の台風 12 号を契機として、これまで地元市町と連携して、検討に当たっての支援を国へ要望するとともに、静岡県や両県の地元市町と、「神奈川・静岡県境道路に関する勉強会」を立ち上げ、地域の現況や道路の必要性の整理等の検討を進めてきました。</u></p> <p><u>こうした中、今年度は、国の補助事業として採択され、静岡県と連携してルートや構造検討など調査に着手しています。</u></p> <p><u>引き続き、関係市町と連携し、早期の計画具体化に取り組むとともに、本道路の実現に向けて、国に更なる支援を働きかけていきます。</u></p> <p><u>足柄幹線林道における大きな災害にも耐えうるハード面の強化については、国の「林</u></p>

	<p><u>道規定」の基準に基づき、引き続き安全の確保に努めてまいります。</u></p>
5	<p>○建設・土木の許認可制度について</p> <p>現在、県西地域の建築・土木の許認可に関しては開成町の県西土木事務所で事務を取り扱っております。支所的に県西土木事務所小田原土木センターはあるものの、地域の中での距離的・人口的・経済的バランスが実態に合わず、その時間的・経済的損失は大きいため、投資の損失を招いている実態があります。</p> <p>例えば、箱根の建築確認申請等をしようとする、少なくとも箱根町・小田原市・開成町と行政庁を回らなければなりません。</p> <p>地域性も鑑み開成町の県西土木事務所だけでなく、県西土木事務所小田原土木センターでも建築・土木の許認可手続きを完了できるよう要望いたします。</p> <p>【回答】</p> <p>県西地域における県土整備行政を一体的に推進するため、平成24年度に小田原土木事務所と松田土木事務所を再編し、<u>県西土木事務所と小田原土木センターを設置することとなりました。</u></p> <p>それにより、<u>足柄下郡(箱根町、湯河原町、真鶴町)の都市計画法の開発許可及び建築基準法の建築確認申請等の許認可業務については業務集約し、県西土木事務所で行うことになりました。それに伴い、小田原土木センターにも事前予約制で受付窓口を設置し、建築確認申請等の受付を行えるようにしています。</u></p> <p>なお、小田原市及び足柄下郡(箱根町、湯河原町、真鶴町)の道路、河川砂防、急傾斜、公園といった土木の許認可業務については、従前より小田原土木センターで行っています。</p>
6	<p>○劣化した路面標示の早急の補修と全天候型の白線の採用について</p> <p>小田原・箱根管内の道路を見ますと、横断歩道や矢印、「スクールゾーン」「止まれ」などの路面標示が摩耗の著しい箇所が散見されます。道路のセンターラインや車線境界線などは行政、停止線や「止まれ」などの文字など規制に関わるものは公安委員会(警察)が道路管理者と分かれていることと存じます。また各道路管理者は巡回の中で危険箇所を把握、優先順位をつけながら順次補修を行っていただいていることも認識しております。しかしながら安心・安全なまちづくりには視認性の高い路面表示は必須です。劣化した路面表示の補修を神奈川県警へ働きかけていただきますよう要望いたします。</p> <p>また、視認性が高い全天候型の白線(全天候型溶解式路面標示材)は、特殊反射素子を白線に散布しており、夜間でも輝度が高く、摩耗しても輝度が高い分、ある程度の視認性が確保されます。加えて表面がほぼフラットで車両が通過しても騒音を発生しないメリットがあります。コストの問題もあることも認識しておりますが、交通の要所においては視認性のより高い白線にすることも併せて検討いただきますよう併せて要望いたします。</p>

	<p>【回答】 <u>県警察では、道路標示の補修については、必要な予算の確保を図り、限られた予算の中で補修の必要性を考慮した上で少しでも多く補修できるように努めてまいります。</u> <u>また、現在道路標示に使用されている標示材につきましては、夜間において全天候型溶解式路面標示材と遜色のない視認性を有する標示材を使用しております。</u> <u>引き続き、より低コストである現状の標示材を使用することで少しでも多くの箇所</u>の補修を行い、道路標示の維持・管理に努めてまいります。</p>
7	<p>○地域医療提供体制の充実について</p> <p>神奈川県では、適切な医療提供体制を確保するため、各地域において地域医療構想調整会議を開催し各種データを活用しつつ課題を見える化したうえで体制確保の議論を進められていると認識しております。</p> <p>県西地域には公的な医療機関として神奈川県立足柄上病院・小田原市立病院等がありますが、高度医療及び先進医療が必要な住民は域外の医療機関を受診していることが見受けられます。また、当地域は国際的な観光地を有しており、その優位性を発揮し医療ツーリズムを取り込むには質の高い医療を構築することが不可欠です。</p> <p>つきまして、老朽化した公的医療機関の改修等に合わせ、行政・医療機関・民間が一体となって地域の医療提供体制を充実いただくとともに、民間医療機関との機能分担を推進していただくよう要望いたします。また地域に質の高い医療が構築されるよう併せて要望いたします。</p> <p>【回答】 これまで、地域医療構想の実現や、県西地域における医療提供体制の充実については、地域の基幹病院である公立2病院を中心とした地域の医療提供体制について関係者が協議を重ねてきました。</p> <p>その中で、公立2病院の果たす役割や連携の重要性を県と地域の関係者がともに再認識したこともあり、この度、令和2年10月26日に、県、小田原市、県立病院機構の三者で協定を締結しました。</p> <p><u>この協定により、地域の基幹病院である公立2病院が緊密に連携及び協力するとともに、公立2病院の機能等の一層の明確化は、地域の病院やかかりつけ医などの他の医療機関も自らが担うべき役割について、これまで以上に検討しやすくなる</u>ことが期待されることから、「<u>県西地区保健医療福祉推進会議（地域医療構想調整会議）</u>」等を通じて、<u>地域の関係市町や医療関係者のご意見を丁寧</u>に伺い、<u>県西地域における最適で効率的な質の高い医療提供体制の構築を推進</u>してまいります。</p> <p>なお、<u>医療ツーリズムについては、受入医療機関の収益の向上による地域医療に必要な医療資源の維持への寄与が期待できるほか、先端医療等による人道的な国際貢献も期待できる</u>一方で、<u>地域医療の提供に必要な人材や機材等の医療資源が医療ツーリズムに割かれること、外国人患者の容体急変に伴う周辺医療機関への影響等の懸念を示す声もある</u>ことから、県では「<u>神奈川県医療ツーリズムと地域医療との調和に関する検討会</u>」を設置して検討を重ね、<u>地域医療と調和した医療ツーリズムの受入のあり方について、「医療ツーリズムは、「保健医療機関」の「余力の範囲内」で受け入れる</u>」など3点から成る「<u>神奈川ルール</u>」の提言を令和2年3月に受けたところで</p>

	あり、今後はこの「神奈川ルール」を踏まえ対応してまいります。
8	<p>○総合的な災害対策について</p> <p>(1) 箱根町の総合的な雪害対策について</p> <p>箱根は平成 26 年に大雪があり、平成 30 年 3 月にも季節外れの降雪など、頻繁に雪害が発生しており、国際観光地に恥じない対策を取っていく必要があります。</p> <p>極端な災害に匹敵するような雪害対策については、凍・雪害対策本部を設置し、計画に従い行動することになっていることは理解しましたが、それに満たない降雪に対しても、電車やバスを待ち、さらには目的地まで徒歩で向かおうとする観光客の姿、ノーマルタイヤで立ち往生する車両、車の乗り捨てや、樹木の倒壊があり、それにより思うように除雪が進まない状況などを考えると、まだまだ問題が山積みの状況であります。</p> <p>これらの問題を 1 つ 1 つ解決し、多くの関係者が一体となって取り組むためにも、自治体をはじめ交通事業者、道路管理者、警察、観光事業者等の関係者が連携し、対策を講じるための議論の場を設けていただくよう要望いたします。</p> <p>【回答】</p> <p><u>箱根地域の県管理道路の凍雪害対策については、地域を 4 つのブロックに分け、各ブロックの協定会社が除雪や凍結防止剤の散布をするなど凍雪害対策を実施しており、道路利用者が安全かつ安心して通行できるよう、適切な凍雪害対策に努めているところ です。</u></p> <p><u>また降雪時には、積雪による通行止めや、路面状況などの情報を共有するなど、既に関係機関と連携し一体となって取り組んでいます。</u></p> <p>(2) 災害時における退避場所としての行政施設駐車場の提供について</p> <p>2019 年 10 月に発生した台風第 15 号・第 19 号は、小田原市内及び箱根町内の事業所に甚大な被害をもたらしました。近年は集中豪雨により想定外のスピードで浸水が進むことから、バス・トラックなどの水没被害も全国各地で発生しております。つきましては、災害時には行政の施設の駐車場の一部をバス・トラック等の退避場所として提供いただくことで、物流機能の確保と市民の移動手段となる路線バスの車両被災を避けるなど、非常時の対策を検討いただきますよう要望いたします。</p> <p>【回答】</p> <p><u>いただいた御要望については、神奈川県バス協会、神奈川県トラック協会その他の車両を有する団体や市町村等の関係団体と関係団体で構成する「神奈川県・ライフライン事業者・交通事業者 地震・防災対策推進協議会」等の場で検討してまいります。</u></p>